

利 益 配 分 に つ い て

当該事業年度の収支において、総収入額*から総支出額を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入額の 5 %を上回っている場合において、その上回った金額に 100 分の 50 を乗じた金額を本市に納付していただきます。

なお、各事業年度における自主事業の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業を含まないものとします。

※ 総収入額には、利用料金収入や自主事業収入、本市からの業務代行料を含みます。

[例示]

①本市への納付が生じる場合

(税抜、単位：千円)

総収入額 ①	総支出額 ②	利益 ③ (①-②)	利益／総収入額 ③/①	控除額 ④ (①×5%)	本市への納付金 (③-④) ×50/100
60,000	56,710	3,290	5.5%	3,000	145

②本市への納付が生じない場合（利益が生じなかった場合）

(税抜、単位：千円)

総収入額 ①	総支出額 ②	利益 ③ (①-②)	利益／総収入額 ③/①	控除額 ④ (①×5%)	本市への納付金 (③-④) ×50/100
50,000	56,710	▲6,710	-	-	-

③本市への納付が生じない場合（利益が総収入の 5 %に満たなかった場合）

(税抜、単位：千円)

総収入額 ①	総支出額 ②	利益 ③ (①-②)	利益／総収入額 ③/①	控除額 ④ (①×5%)	本市への納付金 (③-④) ×50/100
58,710	56,710	2,000	3.4%	-	-